

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 東吾妻町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	東吾妻町高齢者住宅改造費助成事業 (高齢者介護用住宅改造費助成事業)	当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用に限るものとする。	次のすべてに該当する者 ・東吾妻町に住所を有する者 ・60歳以上で要介護2以上の高齢者がいる世帯 ・生計中心者の前年所得税年額が8万円以下	20万円			随時	予算範囲内	保健福祉課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1206018182555/index.html
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	東吾妻町高齢者住宅改造費助成事業 (自立高齢者等住宅改造費助成事業)	当該高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用に限るものとする。	次のすべてに該当する者 ・東吾妻町に住所を有する者 ・60歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯 ・自立、要支援、要介護1 ・前年所得税非課税の世帯	20万円			随時	予算範囲内	保健福祉課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1206018182555/index.html
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	東吾妻町重度身体障害者(児)住宅改造費補助	浴室、便所、玄関、台所及びその他町長が特に必要と認めた改造工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。ただし、介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については、補助対象としない。この場合、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なおそれらの給付額を超える改造経費がかかる場合については、その超過額を補助対象とすることができる。	次のすべてに該当する者 ・町内に居住する者 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ・身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1・2級に該当する下肢若しくは上肢(それぞれの上肢に4級以上の障害を有すること)若しくは体幹の障害者又は1級に該当する視覚障害者 ・当該年度分町民税所得割額16万円未満の世帯に属する者	50万円			随時	予算範囲内	保健福祉課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1204016440465/index.html
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	東吾妻町重度障害者等日常生活用具給付等に関する住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害等が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付	次のすべてに該当する者 ・町内に居住する者 ・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害者又は学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級3級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者及び児童相談所において知的障害児(者)として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、それぞれ原則として学齢児以上の者(排便後の処理が困難な者に限る。)	20万円			随時	予算範囲内	保健福祉課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1204016440465/index.html
合併処理浄化槽設置費	助成	東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業	町が設置主体として合併浄化槽を設置して、使用料を徴収し、町が維持管理を業者に委託します。	公共下水道事業原町地区、榛名湖特定環境保全公共下水道事業の2地区を除く町内全域	100人槽を超えない			工事着手2ヶ月前 当該年度10月20日前後	予算範囲内	上下水道課	0279-76-4010	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1203361718115/index.html
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽排水設備設置工事費補助金	当該年度内に東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業により、単独浄化槽又はくみ取り槽から転換した個別合併浄化槽のための排水設備工事	次の要件を全て満たすもの ・東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業により整備する浄化槽であること ・既設の単独浄化槽又はくみ取り槽を撤去処分すること ・排水設備工事を町の指定工事店に依頼すること ・当該年度内に浄化槽の使用を開始すること	30万円を上限として排水設備工事費の半額			工事着手2ヶ月前 当該年度10月20日前後	予算範囲内	上下水道課	0279-76-4010	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1621822741984/index.html

太陽光発電システム設置	助成	住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	以下の要件を満たす住宅用太陽光発電システムを設置するもの (1)低圧配電線と逆潮流ありで連係していること。 (2)太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kw未満であること。 (3)未使用品であること。	・町内に住所を有する者で、自らが所有し若しくは自ら居住する町内の住宅(併用住宅を含む。)の屋根等に発電システムを設置する者又は発電システムが設置された新築住宅を購入する者。 ・発電した電力が当該システムを設置した住宅等で消費され、かつ、電力事業者と余剰電力の買取契約を締結する見込みがあること。 ・対象者の世帯全員が町税及び使用料を滞納していないこと。 ・対象者の世帯全員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 ・補助金の交付は1世帯につき1回とし、過去に同一システムに係る町の補助金の交付を受けていないこと。	10万円			随時	予算範囲内	町民課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1679968033471/index.html
蓄電池システム設置	助成	住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	以下の要件を満たす住宅用蓄電池システムを設置するもの (1)蓄電容量の合計が1kwh以上であること。 (2)常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 (3)未使用品であること。	・町内に住所を有する者で、自らが所有し若しくは自ら居住する町内の住宅(併用住宅を含む。)の屋根等に発電システムを設置する者又は発電システムが設置された新築住宅を購入する者。 ・発電した電力が当該システムを設置した住宅等で消費され、かつ、電力事業者と余剰電力の買取契約を締結する見込みがあること。 ・対象者の世帯全員が町税及び使用料を滞納していないこと。 ・対象者の世帯全員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 ・補助金の交付は1世帯につき1回とし、過去に同一システムに係る町の補助金の交付を受けていないこと。	20万円			随時	予算範囲内	町民課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1679968033471/index.html
生ごみ処理機設置費	助成	東吾妻町生ごみ処理機等設置費補助金	本町の一般家庭で新たに購入・設置した町指定の生ごみ処理機等とする。 (1)機械式生ごみ処理機 生ごみを発酵、乾燥等の方法により分解、堆肥化又は減量化する機械(デイスポージャーを除く。) (2)生ごみ堆肥化容器 コンポスト容器その他生ごみを堆肥化することを目的とした容器	次の全てに該当する者 ・町内に住所を有し、かつ、居住している者 ・町内で機器を使用する者 ・当該年度に本補助金の交付を受けていない者 ・町税の滞納がない者	2万円			随時	予算範囲内	町民課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1203344894754/index.html
耐震診断費	技術者派遣	東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業	旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)に建てられた木造住宅に対し、耐震診断者を派遣し、耐震診断を行う。	・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの) ・平屋建てまたは2階建てのもの ・在来軸組工法によって建築されたもの				令和7年8月29日(金)締め切り	予算範囲内	建設課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1312354972105/index.html
耐震改修補助	助成	東吾妻町木造住宅耐震改修補助事業	旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)に建てられた木造住宅で、耐震診断に基づき耐震改修を行う者に対し、補助金を交付する。	・昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの) ・平屋建てまたは2階建てのもの ・在来軸組工法によって建築されたもの ・耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅を東吾妻町内に有し、当該住宅に居住している者 ・町で賦課している税の滞納をしていない者及び世帯	工事費の2分の1以内(上限100万円)			令和7年8月29日(金)締め切り	予算範囲内	建設課	0279-68-2111	https://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1491266630427/index.html
住宅の新築・改修に関する補助	助成	東吾妻町住宅新築改修等補助金	東吾妻町内に本社・本店を有し、個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事を業としている事業者が施工する工事に対し、工事費用の一部を補助する。	町内に建築された個人住宅(新築予定を含む。)及び併用住宅対象者が個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事であること。工事費用が20万円以上であること。	30万円			随時	予算範囲内	まちづくり推進課	0279-68-2111	http://www.town.higashiag.atsuma.gunma.jp/www/contents/1289797555507/index.html

住宅の新築に関する補助 (勤労者住宅資金)	助成	勤労者住宅建設資金利子補給制度	町内へ住宅を新築した勤労者の住宅建設資金に対して、利子を補給している	・町内に住宅を新築した勤労者で、その建設資金を融資機関(銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合・生命保険会社・共済組合など)から借り入れたかた ・床面積の総数が240平方メートル(72坪)以下の専用住宅で、申請する勤労者の生活の本拠となっているもの	10万円			随時	予算範囲内	まちづくり推進課	0279-68-2111	https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1289810741343/index.html
住宅の取得に関する補助	助成	東吾妻町定住促進事業住宅取得奨励補助金	町内に定住を希望し、新たに住宅の取得を行う若者及び若者夫婦世帯に対し、住宅取得に要した経費の一部を補助する。	次の全てに該当する者 ・当該年度中に、新築住宅又は中古住宅を取得すること(新築は着工日、中古住宅は売買契約日) ・補助対象者及び同位置世帯者全員に町税の滞納がないこと ・定住する地区の行事に積極的に参加できること ・該当住宅取得に際し、東吾妻町住宅新築改修等補助金または以前に当該定住促進事業住宅取得奨励補助金を受けていないこと。	新築住宅150万円 中古住宅80万円			随時	予算範囲内	まちづくり推進課	0279-68-2111	https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1523353040938/index.html

その他

